

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第190号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年11月2日（火） 15時41分ごろ	
発生場所	香川県丸亀市小手島南西岸 小手島港4号防波堤灯台から真方位021° 1,800m付近 (概位 北緯34°23.5′ 東経133°39.7′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本インシデントの調査を担当する主管調査官 (広島事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 ^{きょうえい} 共栄丸、5トン未満(長さ11.44m)	
船舶番号、船舶所有者等	271-15173岡山、所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、平成22年11月2日15時00分ごろ岡山県倉敷市水島港を出港し、小手島南西岸に至り、釣り客を下船させる岩場の前で前進行きあしを止めるために逆転減速機の後進クラッチを嵌入したところ、15時41分ごろ主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が主機の始動を試みたが、始動せず、運航不能となった。</p> <p>本船は、巡視艇などからの支援を受けて主機を始動したのち、自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2</p> <p>海象：白波が立っていた。</p>	
その他の事項	<p>本船は、その後の点検で、主機に損傷はなく、燃料油こし器が異物で閉塞していることが判明した。</p> <p>船長は、来援した船舶の乗組員から、燃料油こし器を掃除するよう助言を受けたが、同こし器の掃除を行わなかった。</p> <p>本船は、燃料油タンクの合計容量が約450リットルで、本インシデント時約250リットルの残量があった。</p> <p>本インシデント時、海面が少し荒れていた。</p> <p>燃料油供給系統は、空気を吸引した状態ではなかった。</p> <p>主機は、以前から、本インシデント時と同様な状況で停止することがあったが、その都度始動できたので運航不能の事態に至らなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小手島南西岸において、岩場の前で前進行きあしを止めるため、逆転減速機の後進クラッチを嵌入したところ、主機が停止して始動できなかったものと考えられる。</p>

	<p>主機は、船長が燃料油こし器の開放掃除を適切に行っていなかったことから、同こし器が閉塞して停止したものと考えられる。</p> <p>主機は、燃料油こし器に異物が滞留した状態で運転が繰り返されていたものと考えられる。</p> <p>燃料油こし器は、本インシデント時、燃料油タンクの底部に堆積していた異物が船体の動揺によって浮上し、燃料油中に混入する状況となり、閉塞したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、小手島南西岸において、逆転減速機の後進クラッチを嵌入した際、船長が燃料油こし器の開放掃除を適切に行っていなかったため、同こし器が閉塞し、主機が停止して始動できなかったことにより発生したものと考えられる。</p>